

# 広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

## 【令和7年7月分】

- ・ 小型まき網漁業
- ・ あわび漁業
- ・ 船舶を使用する潜水器漁業

## 第1 小型まき網

### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

| 漁業種類                        | 操業区域                 | 漁業時期                    | 推進機関<br>の馬力数 | 船舶の<br>総トン数 | 許認可すべき<br>船舶等の数 | 当該漁業<br>を営むの<br>資格                   |
|-----------------------------|----------------------|-------------------------|--------------|-------------|-----------------|--------------------------------------|
| 一そうねり<br>網（ずる網）             | 安芸地区<br>（別記の<br>とおり） | 7月1日から<br>翌年3月31日<br>まで | 定めない         | —           | 7               | 安芸地区<br>に住所又は<br>漁業の<br>根拠地を<br>有する者 |
| 一そうぐり<br>網                  |                      | 9月1日から<br>翌年4月30日<br>まで |              |             | 13              |                                      |
| 二そうぐり<br>網                  |                      |                         |              |             | 2               |                                      |
| 三枚網を使用する一そ<br>うねり網<br>（ずる網） |                      | 1月1日から<br>12月31日まで      |              |             | 24              |                                      |

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月7日から令和7年8月7日まで

### 3 条件

#### (1) 一そうぐり網漁業及び二そうぐり網漁業

ア 網の長さ（浮子方）は450メートル以内、網丈は160メートル以内でなければならない。

イ 身網の網目は、9月1日から翌年3月31日までは8節以上、22節以下（1.5～4.3センチメートル）、4月1日から4月30日までは8節以上、16節以下（2.0～4.3センチメートル）でなければならない。

ウ 釣漁業の操業を妨げてはならない。

#### (2) 一そうねり網（ずる網）漁業

ア 身網の網目は、5節以上、10節以下（3.4～7.6センチメートル）でなければならない。

イ 沈子網に環を取りつけてはならない。

ウ 釣漁業の操業を妨げてはならない。

#### (3) 三枚網を使用する一そうねり網（ずる網）漁業

ア 身網の網目は、5節以上、10節以下（3.4～7.6センチメートル）でなければならない。

イ まきえ釣漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 5月1日から9月30日までの期間は、日没から日の出まで操業してはならない。

別記（操業区域・安芸地区）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

## 第2 あわび漁業

### 1 許可すべき漁業者の数

| 漁業種類              | 操業区域        | 漁業時期           | 許可すべき漁業者の数 | 当該漁業を営む者の資格                                                                                            |
|-------------------|-------------|----------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 素潜りを含むいさりによるあわび漁業 | 海域1（別記のとおり） | 1月1日から12月31日まで | 38         | 1 令和2年12月1日より前から、漁業の許可、漁業権又は入漁権のいずれにも基づかない自由漁業により、適法にあわび漁業を営んでいた個人漁業者<br>2 申請の操業区域の地区内に住所又は漁業の根拠地を有する者 |

### 2 許可を申請すべき期間

令和7年7月7日から令和7年8月7日まで

### 3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付すことがある。

ア 規則第44条第1項第2号（船舶を使用する場合を含む。）、第4号及び第5号に定める以外の漁具又は漁法を用いてはならない。

イ 共同経営者又は従事者がある場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない。

ウ あわびを対象とする第一種共同漁業権区域で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合が免許を受け又は入漁権を設定した共同漁業権の区域を除き、当該漁業権者

の同意を書面によって得、操業中これを携帯しなければならない。

エ 海田湾開発事業に伴う消滅海域は、操業してはならない。

別記（操業区域・海域１）

#### 海域１

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ８直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上８００メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上６００メートルの所

### 第３ 船舶を使用する潜水器漁業

#### １ 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

| 漁業種類         | 操業区域          | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 許認可すべき船舶等の数 | 当該漁業を営む者の資格                 |
|--------------|---------------|----------------|----------|---------|-------------|-----------------------------|
| 船舶を使用する潜水器漁業 | 操業区域５（別記のとおり） | １月１日から１２月３１日まで | 定めない     | 定めない    | ３           | 操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業に同意した個人 |

#### ２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年７月７日から令和７年８月７日まで

#### ３ 条件

- (１) ２人を超える者が、潜水の業務を行ってはならない。
- (２) 日没から日の出までは、操業してはならない。
- (３) 魚類は採捕してはならない。
- (４) 共第３５４号、３５５号及び４１０号の共同漁業権漁場区域内においては、午後３時から午前９時までの間は操業してはならない。

別記（操業区域５）

共第354号、355号、320号、322号、324号、327号、361号、409号、410号、411号、412号及び413号の共同漁業権漁場区域内

ただし、共第354号及び共第320号については、次の区域に限る。

ア 共第354号

尾道市瀬戸田町名荷フェリー乗場跡の東端から尾道市因島重井町鬼岩港フェリー乗場跡の南端を結んだ線よりも南側の区域

イ 共第320号

次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）を順次結んだ３直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた区域

（ア） 三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所

（イ） （ア）から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所

（ウ） 三原市幸崎能地２丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根から瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所

（エ） 三原市幸崎能地２丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根